【規程番号　行法Ⅲ－020】

行吉学園海外留学規程

第１章　総　則

第１条　この規程は、本学園の専任教員が、その専攻する学問分野の研究又は調査を目的として、一定期間外国の大学、研究所等に留学する場合の取扱いについて定める。

第２条　海外留学の種類は、次のとおりとする。

（1）本学園が交通費及び滞在費を負担する留学（以下「公費海外留学」という。）

（2）本人が交通費及び滞在費を負担する留学（以下「私費海外留学」という。）

２　私費海外留学には、教員が本学園以外の団体から費用の全部又は一部の援助を得て留学する場合を含む。

第３条　海外留学の期間は、原則として３か月以上１年以内とする。

第４条　海外留学者の人数は、本学園全体で、毎年度３名以内を原則とする。

第５条　海外留学を希望する専任教員は、前年度６月末までに所定の海外留学許可願により、学部長（短期大学部長）、学長を経由して理事長の承認を得なければならない。

第６条　海外留学者は、帰国後３か月以内に、研究又は調査に関し、その内容及び成果を明らかにする報告書を、学部長（短期大学部長）を経て学長に提出しなければならない。

第２章　公費海外留学

第７条　公費海外留学者は、次の条件を備えていなければならない。

（1）本学園の専任教員として３年以上在籍し、55 歳以下の者であること。

（2）研究テーマが本学園における教員としての教育及び研究に資するものであること。

（3）留学先が外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設であること。

（4）帰国後も引き続き在職する意思があること。

第８条　公費海外留学の承認を得た者は、日本私立学校振興・共済事業団の行う「私立大学等経常費補助金特別補助（海外研修派遣）」の申請等、遅滞なく所要の手続をしなければならない。当該補助金の申請手続等について必要な事項は別に定める。

第９条　海外留学に要する往復の交通費及び滞在費は本学園が支給する。交通費は最も合理的な算出に基づき支給し、滞在費は実費を支給する。ただし、滞在日数の最初の 30 日分は１日 7,700 円とし、その後の滞在日数分については１日 6,200 円までとする。

第 10 条　海外留学中は、給与として基本給、扶養手当、住宅手当及び賞与を支給する。

第 11 条　留学者は、帰国後、次の義務を果たさなければならない。

(1) 帰国後、１年以内に紀要又は学術機関紙に研究成果を発表すること。

(2) 帰国後、本学園の専任教員として３年以上勤務すること。３年以内に退職する場合は、支給した交通費及び滞在費の全額又は一部の額を本学園に返還しなければならない。

第３章　私費海外留学

第 12 条　私費海外留学者は、次の条件を備えていなければならない。

(1) 本学園の専任教員として、３年以上在職していること。

(2) 研究テーマが本学園における教員としての教育及び研究に資すると認められるものであること。

(3) 帰国後も引き続き在職する意思があること。

第 13 条　海外留学中の勤怠は、就業規則第 26 条第１項第３号の休職扱いとする。

第 14 条　海外留学中の期間は、在職年数に算入しない。

第 15 条　海外留学中は、原則として給与の 30%を支給する。

第 16 条　本学園以外の団体の費用による私費海外留学で、本学園の公費海外留学の条件にかなっていると認定した場合は、公費海外留学に準じた取扱いをすることができる。

第４章　変　更

第 17 条　この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

附　則

この規程は、昭和 63 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。